

新 電氣事業法의 內容

薛電 昔 成 煥

第1節 電氣事業關係의 規制目的의 法規體系

1. 規制目的

- ① 電氣事業의 合理的의 規制 → 電氣使用者의 利益保護의 電氣事業의 健全의 發展
- ② 電氣工作物의 工事·維持 運用의 規制 → 公共의 安全 確保

2. 適用法規

- ① 一般法規 (憲法, 民法, 商法, 刑法, 民訴法, 刑訴法)
- ② 特別法規

가. 電氣事業關係의 基本法 ;

電氣事業法

나. " 附隨法令

韓國電力株式會社法 ○

電氣用品安全管理法 ●

農漁村電化促進法 ○

電氣工事業法 ▲

小溪谷水力發電所施設
事業賞補助金交付規則 ○

送電變電及配電施設
補修賞補助金交付規則 ○

電源開拓地矣調查賞
補助金交付規則 ○

4. 其他特別法規

韓國水資源開發公社法 ○

道路法 △

予算會計法 ○

河川法 △

政府投資機關予算會計法 ○

特定多目的池法 △

公共料金審査委員會設置法 ○

土地收用法 △

計量法 ○

原子力法 ●

電氣外税稅法 ○

公害防止法 ●

教育法 △

鉉山保安法 ▲

科學技術資格法 △

鏡乾又蒸類回康法 ▲

法令表示凡例	關係事項	電氣事業	電氣工作物
	直接適用	○	●
間接關聯	△	▲	

第3節 新·旧 電気事業法 及 附属法令

旧法(1961.12.31 公布·施行)		新法(1973.2.8 公布 1973.11.1 施行)	
法律	電気事業法	法律	電気事業法
大統領令	同法 施行令	大統領令	同法及 施行日叫 関係 規程
,		,	同法施行令
,	電気事業会計 規程	商工部令	同法施行規則
,		,	電気事業 会計規則
,	電気主任技術者 資格檢定令	,	(電気事業関係 報告規則)
,		,	(電気事業法及 主任技術者資格規則)
,		,	(受電制限規則)
,	電気工作物 規程	,	(電気使用制限 規則)
,	住家用電気工作物 施行規程	,	電気設備 技術基準令
,	発電用機器汽罐 安全規程	,	発電用 火力設備
,		,	発電用 水力設備
,	電気用品製造 免許等叫 関係件	別 法律	電気工作物 接続
商工部令	同 施行細則		電気事業法及 削除
,	電気用品 技術基準令		<電気用品 安全管理法>

- 註 1. 新法 及 同施行令は 1973.11.1 부터 施行号
 2. 新法及 附属法令中 部令(括弧内除外)은 1974.1.9 公布·施行号
 3. 電気用品 安全管理法은 1973.12.17 国会通过 1974.2.1 施行号决定

第 4 節 事業規制

1. 事業許可制

가. 事業許可 및 早期開始義務 (法 4.5)

- 一般電氣事業者
- 特定電氣事業者

나. 事業의 讓渡·讓受, 法人合併規制 (法 7)

다. 事業의 休止·廢止, 法人解散規制 (法 11)

2. 供給秩序의 維持를 爲司 規制

가. 一般電氣事業者에 一般供給可能, 特定電氣事業者,

自家用一般供給禁止 (法 13)

나. 供給規程 (法 15) - 電氣料金 認可制

다. 電壓 및 周波數의 維持 (法 22)

3. 安定電氣供給을 爲司 規制

가. 電氣工作物의 施設計劃 및 電氣供給計劃 (法 25)

나. 電氣의 使用制限等 (法 21)

다. 需路調節을 爲한 商工部長官의 命令權 (法 25)

4. 電氣行政의 能率化·民主化를 爲한 改正

가. 認·許可事項, 申告事項, 自律事項으로 区分

나. 法令体制의 整備

法律事項 → 法

法律事項의 補充 → 施行令(大統領令)

節次·技術事項 → 施行規則(商工部令)

第 5 節 電氣工作物의 保安規制

1. 電氣工作物의 合理的인 区分 (法 3)

舊 法		新 法	
本意인 電氣事業用	任意인 電氣事業用	電氣事業用 (特別인 事業用)	
	(小規模 需用設備 包含)	一般用 (小規模 需用設備)	
	自家用	自家用 (高壓 또는 5/KW 이상 설비)	

2. 自主保安体制의 確立

가. 電氣工作物의 工事·維持·運用에 制限을 두지
않음 (旧法 特別條 22項은 新法의 一般用에 該
당되는 電氣工作物의 工事は 電氣事業者 에게만
許容됨) 따라서 私法의 一般原則에 따라 所有
者의 界限으로 함

나. 電氣工作物의 保安에 關한 責任(法 36, 44, 51)
電氣工作物의 種類如何尙에 及び 그 所有者
(占有者) 에게 責任을 歸屬시킴

3. 保安確保를 爲한 規制 強化

가. 既存制度

① 電氣工作物의 工事規制

② 電氣事業用 自家用에 主任技術者 委任

나. 新設制度

① 主任技術者 種類 增加 및 資格要件 強化

主任技術者別	制度	資格付與要件
電気	既存	國家試驗 + 實務修習
電. 水路	新設	一定學年 + 實務經驗
보일러. 디어빈	新設	

- ② 一般用 電気工作物에 對한 電気事業者의 突檢 Service 義務化
- ③ 上記 突檢業務 遂行을 爲한 法人設立 規定
- ④ 電気工作物의 維持·運用에 對한 國家의 監督 (入會檢査制度)
- ⑤ 電気事業者 與 自家用에 對하여 保安規程 制定 義務化

第 6 節 電気事業에 對하여 의 특權

1. 他人의 土地等 使用

- 가. 一時使用
 - 나. 出入、通行
 - 다. 植物의 伐採·移植
 - 라. 永久使用
 - 마. 補償
2. 公共用 設備 (道路·河川等) 使用

第7節 罰 則

1. 安定된 電力供給 妨害行爲 如罰
- 가. 送·送·送·配電 妨害行爲 (法 78①)
10年以下의 懲役, 50萬圓以下의 罰金
 - 나. 電氣事業用 電氣工作物 無斷操作行爲 (法 78②)
5年以下의 懲役, 30萬圓以下의 罰金
 - 다. 怠業으로서 妨害行爲 (法 78③)

~134~

5年以下の懲役, 30万円以下の罰金

2. 罰則細分, 処罰の多様化

第2節 電力事業法の成立と 歴史的背景

日 本	韓 国
1878 日本 電燈	1887 王宮用 電燈
1896 電力事業取締規則	1905 韓日合邦
1911 明治 44 電力事業法	
1931 (改正) 電力事業法	1932 朝鮮 電力事業法
1945 電力事業法 一部改正	1945 解 放 1948 政府樹立, 獨立憲法才 100條
1950 電力事業 再編成令 出 公益事業令	
1954 電力用 臨時措置法	
1960 電力工事法	1961 韓電法 (三社統合)
1961 電力用品取締法	電力事業法
1965 電力事業法	1963 電力工事業法 1967 (東海電力) 1968 東仁 Energy (湖南電力)
1970 電力工事業の 業務適正化 用 法律	1973 水資源 有電公社 (電力事業) 1973.2.2公布 1973.11.1施行 (新) 電力事業法

註 ——> 線: 直接適用, - - - -> 線: 間接的の影響